

報道解禁日時
令和元年10月7日(月)～

令和元年9月30日

議員の資産等報告書の事前閲覧について

議員の資産等報告書の閲覧(10月7日(月)開始)に関し、効率的に取材できるように下記のとおり取り扱うことをお知らせします。

記

- 1 貸与日時 令和元年9月30日(月)午後3時～
- 2 場 所 議会事務局総務課庶務係
担当者：山村
TEL 225-1027 内線3114
- 3 貸与方法 記者クラブ各社に報告書の複写1部を貸与します。
(再複写不可及びみだりに持ち歩かないでください。)
(貸与した報告書の複写を映像等に使用しないでください。)
返還期限：10月11日(金)
- 4 議員に対する取材
閲覧開始日(10月7日)前は、議員に対し報告書の内容に関する取材は一切行わないでください。
- 5 報道解禁日時
令和元年10月7日(月)午前8時30分
- 6 一般県民への閲覧開始
令和元年10月7日(月)午前8時30分～ 議会図書室にて

事務担当
議会事務局総務課
庶務係 山村
電話 076-225-1027
内線 3114

資産等報告の概要

資産等報告書は、政治倫理の確立のための石川県議会議員の資産等の公開に関する条例に基づき、任期開始時(平成31年4月30日)に有する資産等について下記のとおり報告を受け一般の閲覧に供しております。

記

- 1 根拠条例
政治倫理の確立のための石川県議会議員の資産等の公開に関する条例
第2条第1項
- 2 報告基準等
任期開始日(4月30日)時点で、所有する資産等
- 3 提出期間
4月30日から8月7日まで
- 4 閲 覧
提出期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から議会
図書室にて閲覧可